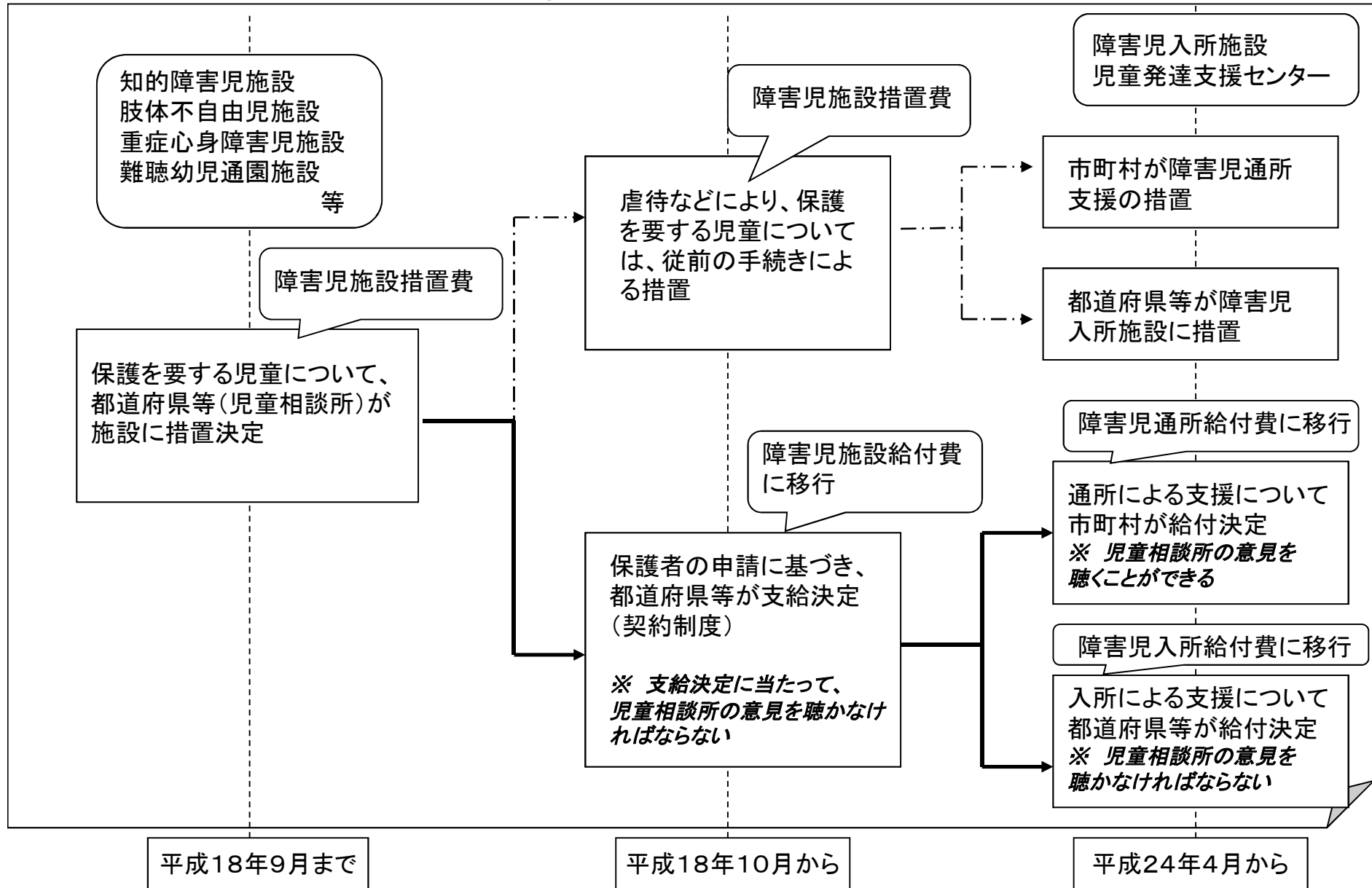


# 障害児入所施設の利用及び 措置費・給付費等について

# 障害児施設の利用について



# 障害児施設措置費について

## 1. 概要

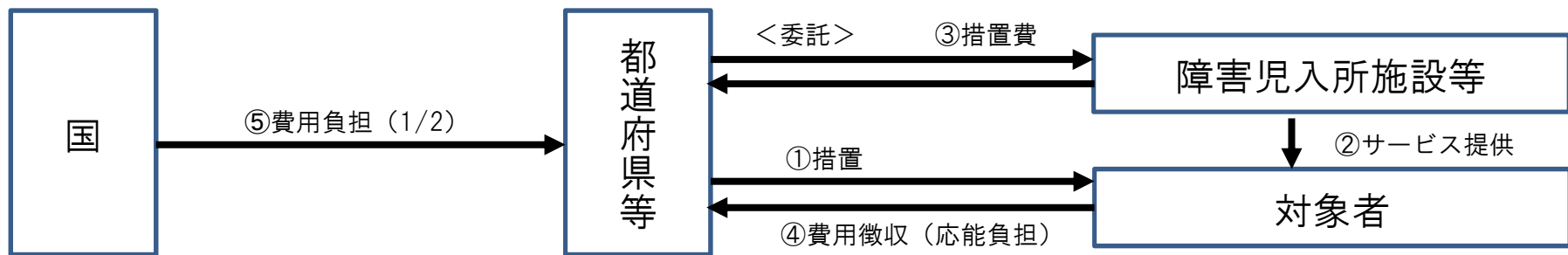
### (1) 入所

虐待など保護を要する児童について、都道府県（指定都市・児童相談所設置市（横須賀市、金沢市等））が障害児入所施設等に入所させる措置をとった場合に要する費用。

### (2) 通所

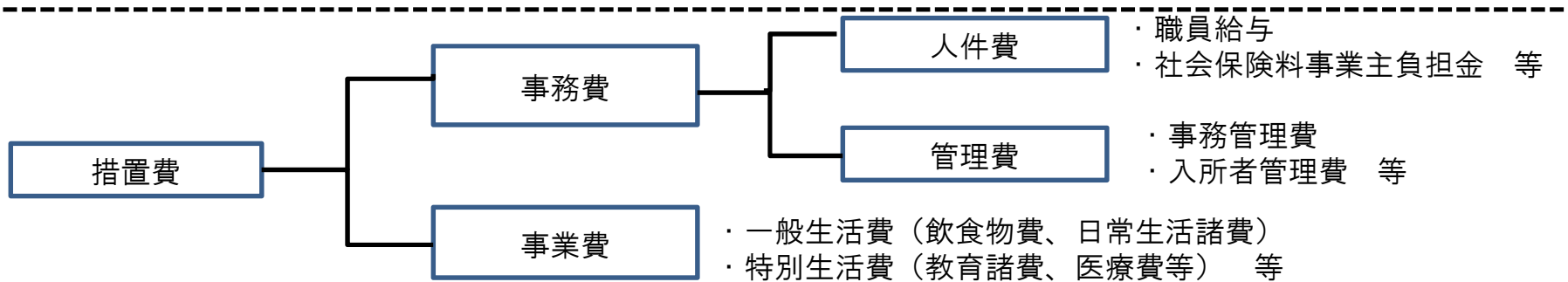
市町村は、障害児通所支援を必要とする障害児の保護者が、やむを得ない事由により障害児通所給付費等の支給を受けることが著しく困難であると認められるときに、障害児通所支援を提供した場合に要する費用。

## 2. 措置制度の概念図（入所の場合）



## 3. 措置費の構成（入所の場合）

措置費は、施設職員の人件費及び施設運営に必要な管理費からなる**事務費**と一般生活費等入所者処遇のための**事業費**で構成され、その仕組みは以下のとおりとなる。



# 障害児施設給付費について

## 1. 概要

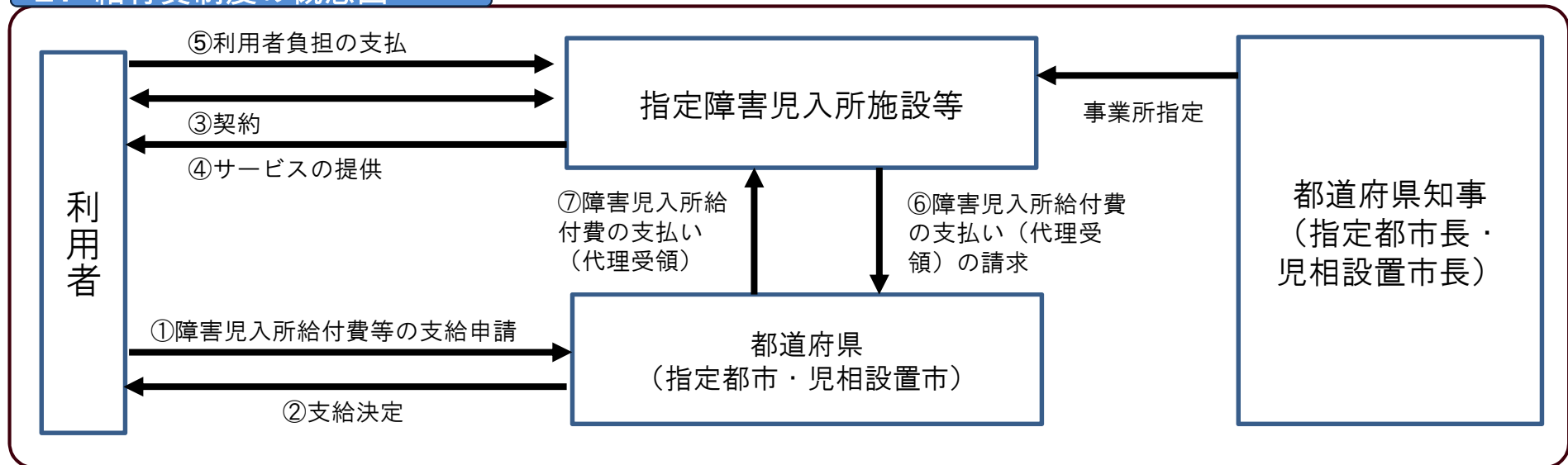
### (1) 入所

契約により障害児入所施設等を利用した場合に要する費用。

### (2) 通所

契約により障害児通所支援事業所を利用した場合に要する費用。

## 2. 給付費制度の概念図



## 3. 給付費の構成

給付費は、障害児通所給付費と障害児入所給付費からなる**障害児施設給付費**と、肢体不自由児通所医療費と障害児入所医療費からなる**障害児施設医療費**で構成される。

## 4. その他

障害福祉サービスと異なり、利用に当たって障害支援区分の認定は必要ない。